

ドローンを飛ばす前に必要な手続き

小型無人機等飛行禁止法の改正により、佐賀駐屯地周囲1000メートルでのドローン飛行は、48時間前までに、三池海上保安部へ事前通報が必要となります。

(事前通報書類の内容)

- ・ 小型無人機等の飛行を行う日時及び目的
 - ・ 小型無人機等の飛行に係る区域
 - ・ 操縦者及び操縦者の勤務先
 - ・ 同意した施設管理者又は土地所有者・占有者
 - ・ 船舶（名称、船舶番号、船籍港等）
 - ・ 機器の種類、製造番号、登録番号、色、外観等
 - ・ 写真
 - ・ 様式第一号・様式第二号
 - ・ 対象施設管理者の同意書（様式第一号のみ）
 - ・ 委託を証明する書面（様式第二号のみ）
- ※「各種申請・届出」参照

(申請書送付先)

アドレス：jcg7-mike-3z7w@ki.milt.go.jp
三池海上保安部警備救難課
住所：福岡県大牟田市新港町1番地
電話 0944-53-0522

小型無人機等によるテロ等の危険を未然に防止するため、48時間前までに、対象防衛関係施設の管理者及び管轄する警察署並びに海上保安本部等に、所定の様式の通報書を提出してください。

- ・ スマホで提出できます。
- ・ QRコード ↓

